

議案第56号

調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年9月4日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

失業者の退職手当を拡充するため、提案するものであります。

調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の退職手当に関する条例（昭和30年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第10項中第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて，雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し，かつ，市長が同項に規定する指導基準（以下「指導基準」という。）に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導（以下「職業指導」という。）を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて，同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し，かつ，市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第7条第11項第5号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所，職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第7条第10項の規定の適用については，同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とある

のは「第 28 条まで及び同法附則第 5 条」と、同項第 2 号中

「

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの

」

とあるのは

「

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

」

とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 11 項の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の調布市職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条第 10 項（第 2 号に係る部分に限り、改正

後の条例附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した調布市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)であって調布市職員の退職手当に関する条例第7条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いた者に対する改正後の条例第7条第11項(第5号に係る部分に限り、調布市職員の退職手当に関する条例第7条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。